

事 務 連 絡
令和元年10月29日

水産多面的機能発揮対策事業地域協議会会長 殿
水産多面的機能発揮対策事業都道府県担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部計画課長

大雨被害に伴う迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について

平素、水産多面的機能発揮対策事業に関して特段のご理解、ご高配を賜り感謝申し上げます。

このことについて、本日付けで、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴雨風及び豪雨による災害が激甚災害に政令指定（別紙1）されたことを踏まえ、当該災害に起因する沿岸海域等の環境を緊急に改善するために行う環境・生態系保全活動については、水産多面的機能発揮対策交付金の運用（25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）別表2の※3のただし書きに基づき別添水産庁長官通知（別紙2）を定め、通常3割以上の地方費の負担を伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用とする措置を講じることにしました。

つきましては、右措置を活用した流木やゴミ等の清掃活動実施の見通しを把握したいので、検討されている地域協議会、都道府県におかれては、双方相談の上、その対策の概要と追加所要額について下記までご報告いただくようお願いいたします。

なお、本件に関する連絡・相談は随時受け付けますので、この旨、貴管下の活動組織又は市町村に対して周知頂きますようお願い致します。

連絡先

水産庁漁港漁場整備部計画課企画班

城崎、秋本、伊東

Tel:03-3501-3082

E-mail: kazuyoshi_josaki670@maff.go.jp

teruji_akimoto550@maff.go.jp

masato_ito250@maff.go.jp